

総統企第179号
平成13年7月13日

統計審議会会長
竹内 啓 殿

総 務 大 臣
片 山 虎 之 助

諮問第276号
石油製品需給動態統計調査等需給・流通統計調査の改正について

標記について、統計法施行令(昭和24年政令第130号)第1条の3の規定に基づき、統計審議会の意見を求める。

理 由

経済産業省は、石油製品需給動態統計調査(指定統計第51号を作成するための調査)、繊維流通統計調査(指定統計第19号を作成するための調査)、石炭需給動態統計調査(指定統計第27号を作成するための調査)、非鉄金属等需給動態統計調査(指定統計第49号を作成するための調査)及び紙流通統計調査(指定統計第95号を作成するための調査)の需給・流通統計調査について、これらの調査の発足当時とは異なる供給力過剰の時代となり、需給調整の必要性が低下したこと等を踏まえ、報告者負担の軽減にも資する観点から、需給動向の実態把握の簡素化を図るため、以下の改正を行うことを計画している。

- (1) 石油製品需給動態統計調査については、平成14年1月調査以降、調査対象範囲の変更、調査対象数の削減、調査事項の変更、経済産業省生産動態統計調査(指定統計第11号を作成するための調査)の調査票との一部統合等を行った上で、引き続き、指定統計調査として実施する。
- (2) 繊維流通統計調査及び非鉄金属等需給動態統計調査については、平成14年1月調査以降、指定統計調査から統計報告の徴集へ変更し、調査対象範囲の変更、調査対象数の削減、調査事項の変更等を行った上で実施する。
- (3) 石炭需給動態統計調査及び紙流通統計調査については、平成13年12月分調査をもって中止する。

今回の改正計画については、諮問第242号の答申「統計行政の新中・長期構想」の提言等を踏まえ、検討する必要がある。